

高萩・北茨城広域事務組合公印規程

平成20年3月28日

訓令第2号

改正 令和元年10月1日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合の公印の保管、使用その他公印の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義及び取扱い)

第2条 この規程で「公印」とは、公文書に使用する序印及び職印をいう。

2 公印は、公文書の真実性及び公信力を表わし、当該文書にかかる権限ある行政機関の責任を明らかにするものであることにかんがみ、その使用、保管等にあたっては、厳正確実にこれを行わなければならない。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、寸法、形状及び公印保管者は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印保管者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に公印保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の作成、改刻及び廃棄の申請等)

第5条 公印保管者は、公印を作成し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、公印の作成（改刻）（廃棄）申請書（様式第1号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 公印保管者は、公印を改刻し、又は廃棄を決定したときは、不用となった公印を事務局長に引き継がなければならない。

(公印の告示)

第6条 管理者は、公印を作成し、改刻し、又は廃棄したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃棄の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 環境総務課長は、公印台帳（様式第2号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

- 2 公印は、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日にあっては使用することができない。ただし、特に必要がある場合は、公印保管者の承認を得て使用することができる。
- 3 公印保管者は、前項ただし書きの規定によって公印の使用を承認したときは、公印使用簿（様式第4号）に、公印使用請求者の職及び氏名並びに文書の件名、あて先その他必要な事項を記載しなければならない。

（公印の印影の印刷）

第10条 定例的かつ定型的な文書で、公印を多数押印する必要があるときは、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。

- 2 前項の場合において、印刷物の都合により別表の規定により難いときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。
- 3 前2項の規定により公印の印影を印刷するときは、公印印影印刷申請書（様式第5号）を事務局長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 印刷に使用した公印の印影の原版は、環境総務課長が厳重に保管しなければならない。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	書体	形状	寸法 (mm)	公印保管者
高萩・北茨城広域事務組合管理者之印	てん書	合 管 理 者 之 印 高 萩 ・ 北 茨 城 広 域 事 務 組 合	2 1	環境総務課長
高萩・北茨城広域事務組合管理者職務代理者之印	てん書	務 代 理 者 之 印 高 萩 ・ 北 茨 城 広 域 事 務 組 合 職 者	2 1	環境総務課長
高萩・北茨城広域事務組合副管理者之印	てん書	管 理 者 之 印 高 萩 ・ 北 茨 城 広 域 事 務 組 合 副	2 1	環境総務課長
高萩・北茨城広域事務組合会計管理者之印	てん書	会 計 管 理 者 之 印 高 萩 ・ 北 茨 城 広 域 事 務 組 合	2 1	会計課長
高萩・北茨城広域事務組合会計管理者事務代理者之印	てん書	事 務 代 理 者 之 印 高 萩 ・ 北 茨 城 広 域 事 務 組 合 會 計 管 理 者	2 1	会計課長
高萩・北茨城広域事務組合工業用水道事業企業出納員之印	てん書	高 萩 北 茨 城 広 域 事 務 組 合 工 業 用 水 道 事 業 企 業 出 納 員 之 印	2 1	企業局出納員